

さいたま市告示第1705号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年11月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）大宮サクラスクエア モール

所在地 さいたま市大宮区桜木町2丁目902番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 大宮駅西口3-B地区市街地再開発組合

代表者氏名 理事長 齋藤 壽美子

住 所 さいたま市大宮区桜木町2丁目179番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社マルエツ

代表者氏名 代表取締役 本間 正治

住 所 東京都豊島区東池袋5丁目51番12号

外は未定

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年6月27日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,703㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
地下駐車場	51台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
駐輪場1	28台
駐輪場2	188台
駐輪場3	148台
合 計	364台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
荷さばき施設1	26.78㎡
荷さばき施設2	26.78㎡
合 計	53.56㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
廃棄物保管施設1	45.66㎡

廃棄物保管施設 2	43.95 m ³
合 計	89.61 m ³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社マルエツ	午前9時00分	午前0時00分	
その他	午前7時00分	午前0時00分	一部店舗については24時間営業

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
地下駐車場	24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数
駐車場出入口	1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位 置	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時00分～午後10時00分

2 届出年月日

令和5年10月26日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和5年11月2日から令和6年3月4日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和5年11月2日から令和6年3月4日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944